

改正案

現行

目次（現行のとおり） 第一条から第七十九条まで（現行のとおり） 附則様式（現行のとおり） 別表第一から別表第五まで（現行のとおり） 別表第六	
区市町村	良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を促進する地域
一 千代田区	（現行のとおり）
二 中央区	（現行のとおり）
三 港区	赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、赤坂六丁目、赤坂七丁目、赤坂八丁目、赤坂九丁目、麻布十番一丁目、麻布台一丁目、麻布台二丁目、麻布台三丁目、麻布永坂町、麻布狸穴町、愛宕一丁目、愛宕二丁目、海岸一丁目、港南一丁目、港南二丁目、芝四丁目、芝五丁目、芝浦一丁目、芝浦三丁目、芝公園一丁目、芝公園二丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目、芝大門一丁目、芝大門二丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、新橋六丁目、台場一丁目、台場二丁目、高輪二丁目、高輪三丁目、高輪四丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門

目次（略） 第一条から第七十九条まで（略） 附則様式（略） 別表第一から別表第五まで（略） 別表第六	
区市町村	（略）
一 千代田区	（略）
二 中央区	（略）
三 港区	赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、赤坂六丁目、赤坂七丁目、赤坂八丁目、赤坂九丁目、麻布十番一丁目、麻布台一丁目、麻布台二丁目、麻布台三丁目、麻布永坂町、麻布狸穴町、愛宕一丁目、愛宕二丁目、海岸一丁目、芝公園一丁目、芝公園二丁目、芝公園三丁目、芝公園四丁目、芝大門一丁目、芝大門二丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、新橋六丁目、台場一丁目、台場二丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目、西新橋三丁目、浜松町一

四 新宿区	(現行のとおり)	二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目、西新橋三丁目、浜松町一丁目、浜松町二丁目、東麻布一丁目、東麻布二丁目、東麻布三丁目、東新橋一丁目、東新橋二丁目、三田三丁目、三田四丁目、南青山一丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目及び六本木七丁目
五 文京区	(現行のとおり)	
六 台東区	(現行のとおり)	
七 墨田区	(現行のとおり)	
八 江東区	(現行のとおり)	
九 品川区	(現行のとおり)	大崎一丁目、大崎二丁目、大崎三丁目、大崎四丁目、大崎五丁目、北品川一丁目、北品川四丁目、北品川五丁目、北品川六丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目、西五反田六丁目、西五反田七丁目、西五反田八丁目、東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、東五反田四丁目、東五反田五丁目及び東八潮
十 渋谷区	(現行のとおり)	
十一 豊島区	(現行のとおり)	

四 新宿区	(略)	丁目、浜松町二丁目、東麻布一丁目、東麻布二丁目、東麻布三丁目、東新橋一丁目、東新橋二丁目、南青山一丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目及び六本木七丁目
五 文京区	(略)	
六 台東区	(略)	
七 墨田区	(略)	
八 江東区	(略)	
九 品川区	(略)	大崎一丁目、大崎二丁目、大崎三丁目、大崎四丁目、大崎五丁目、北品川四丁目、北品川五丁目、北品川六丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目、西五反田六丁目、西五反田七丁目、西五反田八丁目、東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、東五反田四丁目、東五反田五丁目及び東八潮
十 渋谷区	(略)	
十一 豊島区	(略)	

別表第七から別表第十二まで (現行のとおり)
別記第一号様式から第四十九号様式まで (現行のとおり)

別表第七から別表第十二まで (略)
別記第一号様式から第四十九号様式まで (略)